

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 2018年 6月 27日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 愛知県犬山市大字木津字前畑344番地 氏 名 東洋紡株式会社 犬山工場 工場長 神田 弘治 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 0568-62-0610 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋紡株式会社 犬山工場
事業場の所在地	愛知県犬山市大字木津字前畑344番地
計画期間	平成 30年 4月 1日～平成 31年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18：プラスチック製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：3,261,730万円
③従業員数	330人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	生産設備：特定有害廃アルカリ→中間処理業者へ委託し燃焼、熱再利用。 引火性廃油→中間処理業者へ委託し燃焼、熱再利用。 腐食性廃アルカリ→中間処理業者へ委託し燃焼、熱再利用。 医療系感染性廃棄物→中間処理業者へ委託し燃焼、熱再利用

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料「産業廃棄物管理組織図」参照。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成 2 9 年度）実績】 別紙の通り

特別管理産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・ 製造工程における工程管理精度を向上し、特定有害廃アルカリ、引火性廃油、腐食性廃アルカリの発生を抑制する。

②計画

【目標】別紙の通り

特別管理産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 現状の組織を継続する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特定有害廃アルカリ、引火性廃油、腐食性廃アルカリ、医療系感染性廃棄物はそれぞれ分別し保管している。
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

		(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t t
		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処 分を行 つ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処 分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

	①現状	【前年度（平成２９年度）実績】 別紙の通り		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者へ処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・委託先処理業者へ定期的に実施確認を行う。		

（第５面）

	②計画	【目標】 別紙の通り		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

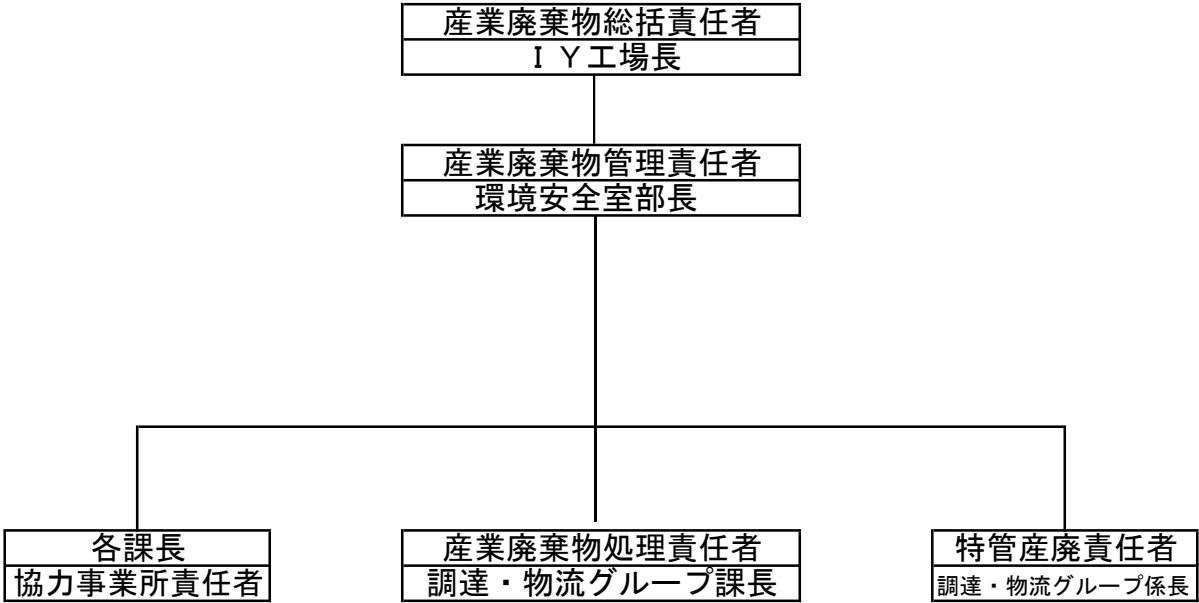
		(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取組みを継続する。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理組織



別紙)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(平成29年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	引火性廃油		
排出量(t)	558	3.8		

特別管理産業廃棄物の種類	
排出量(t)	

【平成30年度目標】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	引火性廃油		
排出量(t)	550	3.0		

特別管理産業廃棄物の種類	
排出量(t)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項
【前年度(平成29年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	引火性廃油		
全処理委託量(t)	558	3.8		
優良認定処理業者への 処理委託量	558	3.8		
再生利用業者への 処理委託量	558	3.8		
認定熱回収業者への 処理委託量				
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				

【平成30年度目標】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	引火性廃油		
全処理委託量(t)	550	3.0		
優良認定処理業者への 処理委託量	550	3.0		
再生利用業者への 処理委託量	550	3.0		
認定熱回収業者への 処理委託量				
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				